



基本構想

第1章 愛南町の将来像	42
第2章 将来人口	43
第3章 政策大綱	44
■政策体系図	
政策1 支えあい健やかに暮らせるまちづくり	45
政策2 豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり	46
政策3 活力ある産業を育てるまちづくり	47
政策4 自立と協働による安心安全なまちづくり	48
政策5 豊かな心と文化を育むためのひとづくり	49

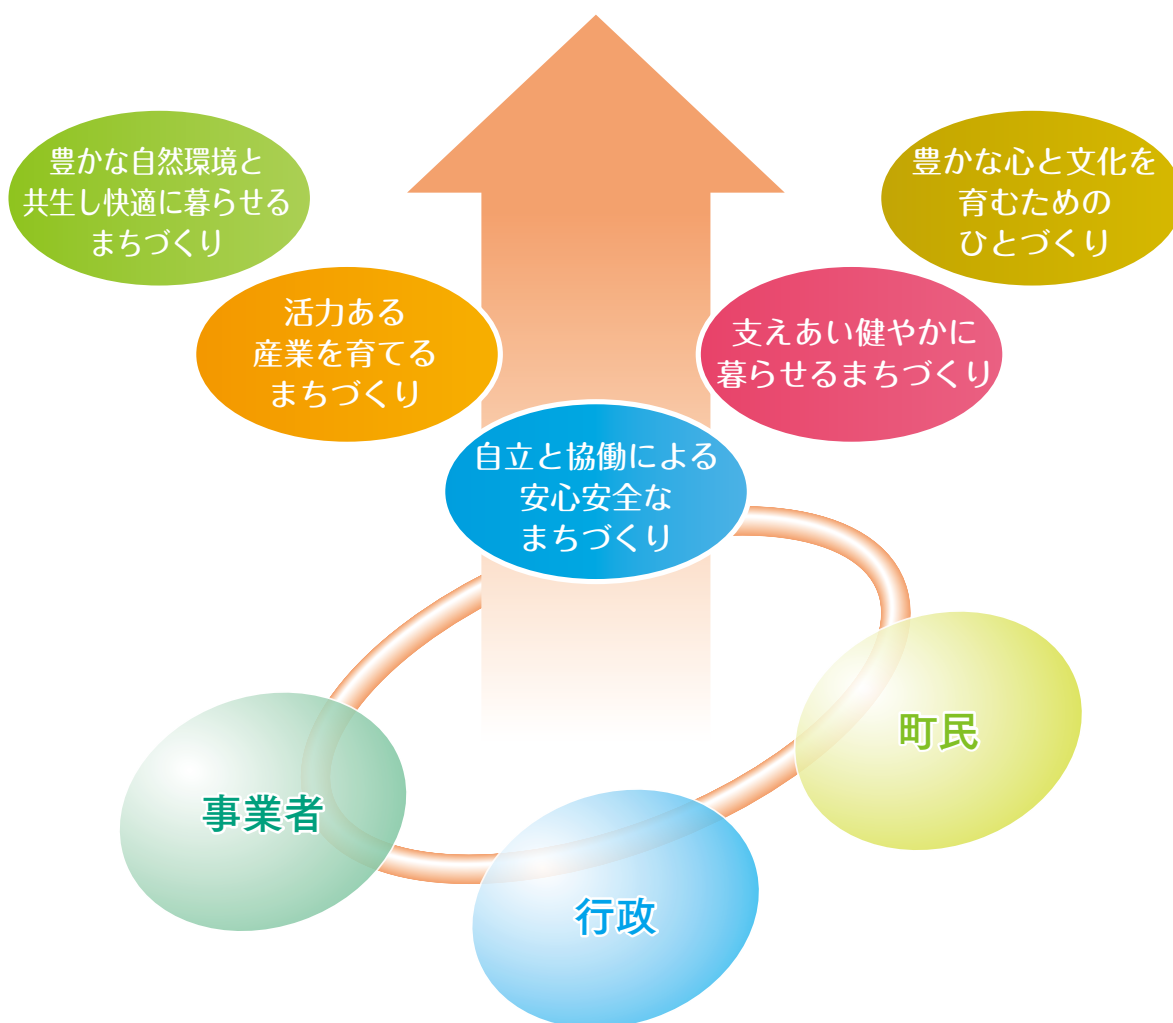
第1章 愛南町の将来像

愛南町がめざすべき将来像は、

愛南町が誕生して以来、取り組んできたまちづくりをさらに深化させる意味を込めて、
引き続いて、「ともにあゆみ育て創造するまち～第2章～」とします。

その実現のために、5つの政策分野を定め、まちづくりを進めていきます。

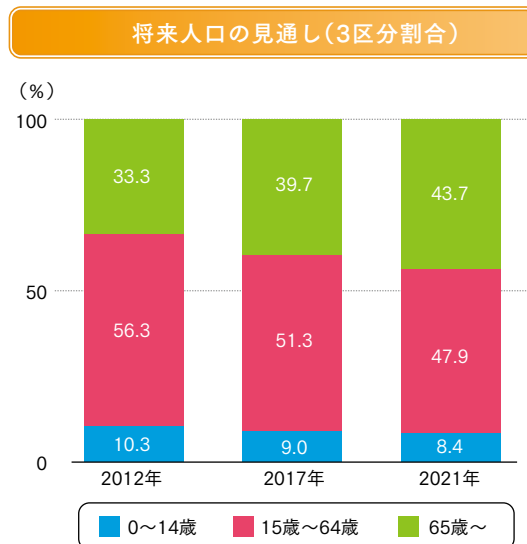
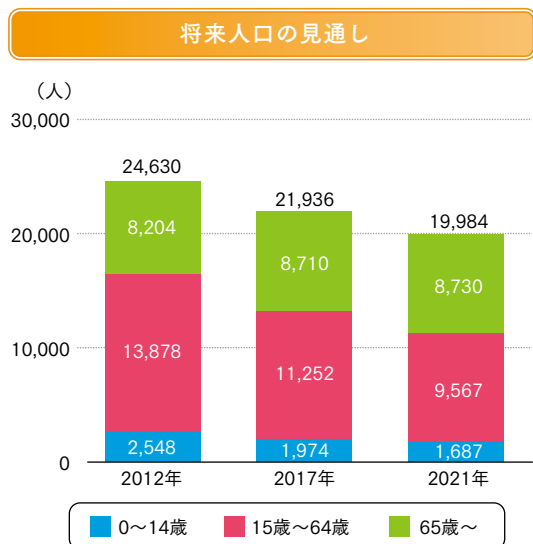
ともにあゆみ育て 創造するまち ～第2章～



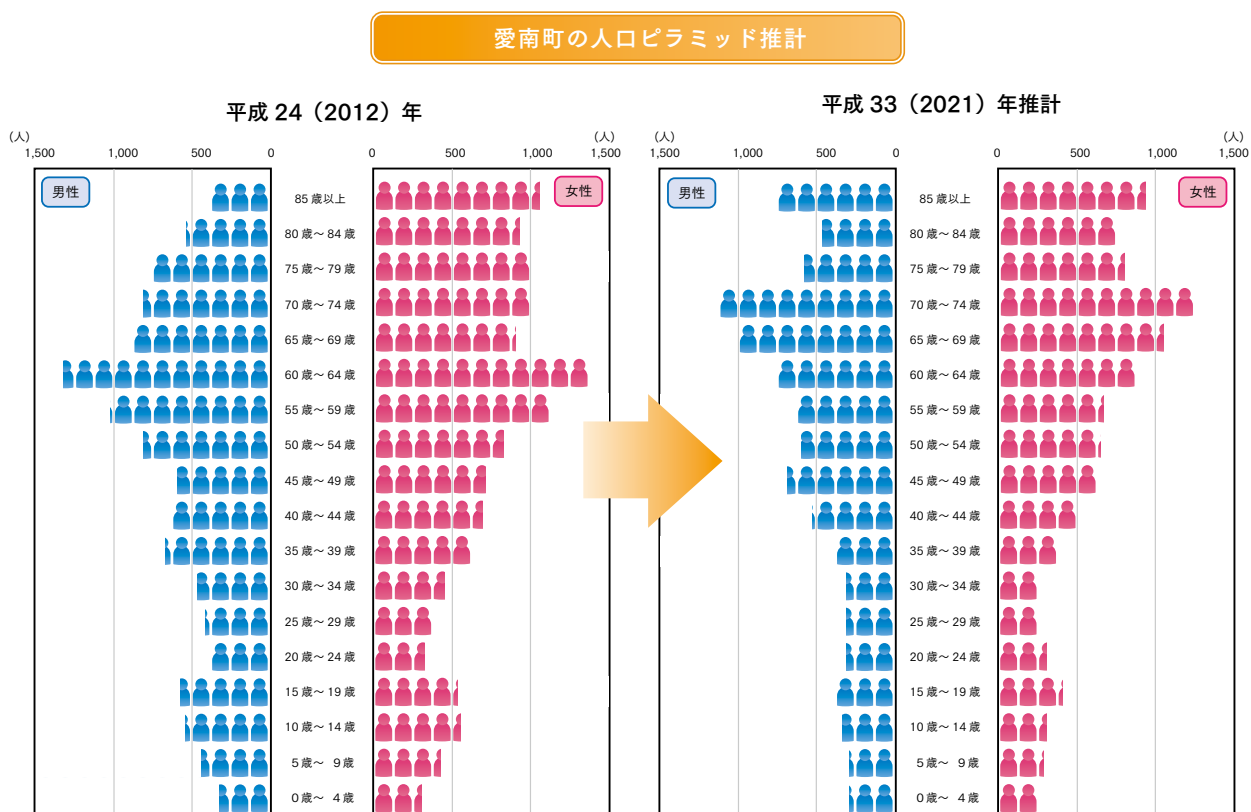
第2章 将来人口

本町の平成 33（2021）年の人口を 20,000 人と想定します。

また、中間年である平成 29（2017）年の人口を 22,000 人と想定します。



年齢3区分別の人口割合の将来推計では、今後も一層少子高齢化が進み、平成 33（2021）年の高齢化率は、44%近くに達する見込みです。



第3章 政策大綱

将来像「ともにあゆみ育て創造するまち～第2章～」を実現するために、愛南町の課題を踏まえ、5つの政策を柱に、24施策を設定し、まちづくりを推進していきます。



1 支えあい健やかに暮らせるまちづくり

今後もさらに進展する少子高齢化に伴う福祉・医療分野の対策が喫緊の課題であり、行政のみならず地域全体で将来の福祉・医療を支えていくことが必要です。

共働き世帯が増加している社会背景にも配慮し、地域における多様なニーズに対応する保育サービス等の充実により、保護者が安心して子どもを預け働くことができる環境を整備します。また、少子化対策に焦点をあて、子育て環境の充実の一環として様々な支援を検討します。

高齢化社会への対応については、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康に生活できるよう、高齢者の健康づくり、日常生活の支援、介護予防サービス等の充実に努めます。一方で、元気な高齢者が引き続いて地域社会で活躍できるよう、高齢者の生きがいつくりにも取り組んでいきます。

障がい者（児）福祉については、障がいに関する相談、情報提供等を充実させ、早期から障がい者（児）を支援できる体制を整えるとともに、障がい者（児）が地域の支えあいの中で安心して生活ができるよう社会参加の促進を図ります。

増大する医療費や医師不足など、愛南町を取り巻く地域医療の現実には、厳しいものがあります。町民が安心して医療を受けることができる地域医療体制の充実に向け、今後も取り組んでいきます。また、町民が健康を維持して病気にかからないよう、町民の心と体の健康づくりを推進し、将来的に医療費の抑制へとつながることをめざします。

推進する施策

1-1 子育て環境の充実

1-2 高齢者福祉の充実

1-3 障がい者（児）福祉の充実

1-4 健康・医療体制の充実

1-5 地域福祉の推進

2 豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり

本町の豊かな自然環境や景観を守り、共生しつつ、不自由のない快適な暮らしづくりに取り組みます。

環境の保全のため、町民の環境を大切にする意識を高め、リサイクルの推進による廃棄物の抑制や不法投棄の防止を推進するとともに、太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーを導入推進し、地球温暖化対策を図ります。

町民が町内及び町外へ快適に移動できる手段として、道路環境を整備するとともに、高齢者等の移動に困る町民に対して利便性の高い公共交通を確保します。特に、「四国8の字ルート」の早期開通が待たれる高速道路については、日常の安全で快適な交通環境の整備に資することのみならず、救急医療活動時や大災害の発生時には人命救助や物資の輸送などに大きな役割を果たす「命の道」となります。今後も、国、県等の関係機関に高速道路の早期延伸を求め、要望活動に更に取り組んでいきます。

町民の快適な暮らしに関わる水環境の整備では、安心安全な水道水を供給するとともに、町営浄化槽の整備等により生活排水の適正な処理を推進します。また、本町の豊かな自然環境を一つの魅力として住環境を整備するなど、本町への定住を促進し、地域の活性化を図ります。

推進する施策

2 - 1 環境の保全

2 - 2 廃棄物抑制とリサイクルの推進

2 - 3 道路環境の充実

2 - 4 公共交通の確保

2 - 5 安定的な水道水の供給

3 活力ある産業を育てるまちづくり

水産業、農林業及び商工業の各産業分野において、後継者・担い手の確保・育成に取り組むとともに、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）の動向もにらみつつ、事業者に対し生産性の高い安定した経営のための支援を行い、活力に満ち、魅力ある産業の振興を図ります。

水産業では、漁港海岸施設の整備により防災・生産・流通の拠点づくりに取り組むとともに、漁業の安定経営に向けて、本町の良好な漁場環境を活かした安心安全な付加価値の高い水産物が供給できるよう、漁業者への支援体制を充実させます。

また、生産者、漁協、行政及び大学が連携し、新養殖品種の開発など水産業における地域課題の解決に向けて取り組みます。

農業では、効率的で安定的な生産基盤の整備を行うとともに、高齢化や後継者・担い手不足により増加している耕作放棄地や鳥獣被害への対策を講じ、優良農地の確保に取り組めます。そして、地域の特性を活かした農産物の産地化を進め、さらに生産性の向上を図り、高付加価値化を推進します。

商工業では、商工会等と連携し、中小事業者の生産性や販売力の強化に向けた支援を行います。

本町の豊かな自然環境に育まれた農林水産物は、本町の貴重で魅力的な資源の一つです。農林水産物の収益性を高めるため、町内の農林水産業、商工業、観光などが連携し、生産から商品開発、加工、流通・販売ルートの開拓まで一体となった取組が求められます。今後は、地域資源の有効活用をテーマとして、特産品の開発・販売、地産地消、グリーン・ツーリズム等を行い、交流人口の拡大や6次産業化への展開を図ります。

商工業については、商工会等と連携し、中小事業者の生産性や販売力強化に向けた支援を行います。雇用対策では、雇用相談や各種研修を実施し雇用促進を図るとともに、企業誘致や企業留置の推進により、雇用の維持・確保及び拡大をめざします。

推進する施策

3-1 水産業の振興

3-2 農林業の振興

3-3 商工業の振興

3-4 観光・物産の振興

3-5 雇用対策の推進

4 自立と協働による安心安全なまちづくり

本町では、愛南町自治基本条例の制定により、町民、事業者及び行政がそれぞれの役割分担のもと、協働によるまちづくりを推進しています。ボランティア団体やNPO法人など多様な主体が町政に参画してまちづくりに当事者として協働する、「新しい公共」のあり方について検討していきます。また、少子高齢化による影響から、限界集落が今後も増加し、地域のコミュニティ活動の低下が懸念されるため、地域の運営・維持への支援を図ります。

一方で、高度情報化の進展や地域防災意識の高まりなどの住民ニーズの多様化や地方分権改革の進展など、本町を取り巻く環境は大きく変化しており、限られた行政資源の効果的・効率的な活用による自主自立のまちづくりが求められています。そのため、町の事業、公共施設等で計画的に運営するマネジメント手法を導入し、持続可能な自治体経営に取り組めます。

安心安全なまちづくりの推進については、消防・防災体制の充実、そして町民が事件・事故に遭わないための環境整備に努めます。

南海トラフ地震等の大災害の発生に備える防災・減災対策では、自助・共助・公助の連携を基本として防災教育・学習による町民への防災意識の向上を図り、町全体で防災・減災対策に取り組んでいきます。また、消防力や消防団を強化し、救命率の向上のために救命救急体制を充実させるとともに、町民の日常生活では、交通安全・防犯意識の高揚や安全な消費生活の確保などに取り組めます。

推進する施策

4-1 協働によるまちづくりの推進

4-4 暮らしの安全対策の推進

4-2 防災・減災対策の推進

4-5 効果的・効率的な行財政運営の推進

4-3 消防・救急体制の充実

4-6 公共施設マネジメントの推進

5 豊かな心と文化を育むためのひとづくり

まちづくりを支えるのは「人」であり、そのためのひとづくりは大切です。学校教育や生涯学習、人権教育、スポーツなどを通じて、今後の愛南町を担う人材を育てます。

学校教育では、確かな学力の向上や心身の健全育成を図るとともに、子どもの将来を見据えて、社会に貢献できる人材を育てます。そのための学校環境を充実させるとともに、学校と家庭のみならず、地域全体で子どもを育てていく体制を整え、子どもたちみんながふるさと愛南町に誇りをもてる教育を展開します。

学ぶことは、学校で終わりではありません。誰もが生涯にわたって学び、豊かな人生を送れるように、生涯学習の充実を図ります。生涯学習に関する情報の提供、老朽化した施設の更新などを通じて、生涯学習環境を整備し、生涯学習に取り組む町民を増やすことをめざします。文化の面では、地域の伝統文化や町の貴重な文化財を保護し、将来にわたって継承していきます。

人権尊重のまちづくりを引き続き推進し、基本的人権の尊重の理念が、家庭や学校、地域社会、職場などのあらゆる場に浸透するよう啓発に努めます。そして、社会的弱者に対する人権侵害事案の解決に取り組むとともに、そのような事案が発生しない社会づくりをめざします。また、男女の性差に関係なく、個人の能力が十分に発揮できるように男女共同参画社会の実現に取り組みます。

推進する施策

5 - 1 学校教育の充実

5 - 3 スポーツの充実

5 - 2 生涯学習の充実

5 - 4 人権尊重・男女共同参画の実現

